



6-1 介護保険制度

介護保険制度は、40 歳以上の方全員が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要となった時、要介護認定を受けて介護サービスを利用するしくみで、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。

問合せ先 役 場 保 健 福 祉 課 ☎098-889-4416
町地域包括支援センター ☎098-889-3534

①加入者（被保険者）と保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給 付 の 対 象 者	介護が必要であると認定された人 (どんな病気やけががもとで介護が必要となったかは問いません)	老化が原因とされる病気(※特定疾病)により介護が必要であると認定された人
保 険 料	所得段階に応じて市町村ごとに設定されます	加入している医療保険の算定方法により決まります
保険料の支払方法	年金額が一定額以上の方は年金から天引き(特別徴収)、それ以外の方は市町村に個別納付となります(普通徴収)	医療保険に上乗せして医療保険者に納付します

※特定疾病(介護保険法施行令第2条)

- | | |
|---|-------------------------------|
| ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) | ③筋委縮性側索硬化症 |
| ②関節リウマチ | ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 |
| ④後縦靱帯骨化症 | ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑨脊柱管狭窄症 |
| ⑧脊髄小脳変性症 | ⑪多系統委縮症 |
| ⑩早老症 | ⑬糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑬脳血管疾患 | |
| ⑮慢性閉塞性肺疾患 | |
| ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | |

②介護サービス利用のながれ

申請

介護が必要となったら、まず、役場へ申請し
要介護認定を受ける必要があります。

役場



調査

介護が必要な状態か調査します。

■訪問調査

調査員が家庭等を訪問し介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。

■主治医意見書

主治医が病気の状態などをまとめた医学的見地からの意見書



コンピューターによる判定

審査判定

どのくらい介護が必要か審査します。

■介護認定審査会

訪問調査の結果と医師の意見をもとに
保健・医療・福祉の専門家が審査します。



認定結果の
通知

認定を行いその結果を通知します。

必要な介護の度合いに応じて、次のような区分に分けられます。

- ・非該当（自立）介護サービスは受けられません
- ・要支援 1～2
- ・要介護 1～5



在宅か施設か
選択

在宅サービス利用

施設サービス利用（要介護 1 以上の方が利用できます。）



介護サービス
計画の作成

どんなサービスをどのくらい利用するかという、
介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談すると、本人の希望や心身の状態、家庭の状況にあった総合的なケアプランを作成してもらうことができます。（介護サービス計画の作成には利用者負担はありません。）

サービスの
利用

介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

原則として、費用の 1 割または 2 割が利用者負担となります。
（ただし、一定以上の所得がある方は 3 割負担になります。）

③要介護状態区分と心身の状態

要介護度状態区分	心身の状態の例
自立（非該当）	介護保険によるサービスは受けられませんが、南風原町が行う高齢者福祉サービスや介護予防・日常生活支援総合事業などが利用できます。
要支援（１・２）	「食事や排せつは、ほとんど自分でできるが、掃除などの生活動作に支援が必要」など
要介護 １	「食事や排せつは、ほとんど自分でできるが、身の回りの一部に介助が必要」「立ち上がり等に支えが必要」など
要介護 ２	「食事や排せつに、介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介護が必要」「立ち上がり等に支えが必要」など
要介護 ３	「排せつや身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない」「歩行が自分でできないことがある」など
要介護 ４	「排せつや身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない」「歩行が自分でできない」「問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある」など
要介護 ５	「食事や排せつ、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない」「問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある」など

④利用者負担とサービス利用限度額

サービスを受けるときは、介護サービスにかかった費用の１割または２割を負担します。（ただし、一定以上の所得がある方は３割負担）

在宅サービスのうち、訪問通所サービスと短期入所サービスを利用する際には、要介護状態区分別に介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められます。

上限額以上のサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度状態区分	訪問通所系サービス	短期入所サービス
要支援1	50,320円/月	・要介護状態区分ごとに利用できる日数が異なります。 ・連続して30日を超えて利用される短期入所生活介護費および短期入所療養介護費は、31日目は全額自己負担です。
要支援2	105,310円/月	
要介護1	167,650円/月	
要介護2	197,050円/月	
要介護3	270,480円/月	
要介護4	309,380円/月	
要介護5	362,170円/月	
●福祉用具購入費：支給限度額（年間）10万円まで。		
●住宅改修費：原則として支給限度額20万円まで。大きく心身状況が変化した場合や引っ越した場合は再支給を受けられる場合があります。		

⑤利用できる主なサービス(在宅サービス)

1. 介護予防サービス(要支援1・2と認定された方)

I) 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士等が訪問してリハビリテーションを行います。

例えば…

- ◇自宅でリハビリを続けていきたい。
- ◇自分や家族でリハビリができない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	1回 292円
----------------------	---------



II) 介護予防訪問看護

疾患等を抱えて外出が困難な人について、看護師が居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。

例えば…

- ◇病気などで外出が難しい、
- ◇経管栄養や点滴の管理などをしてほしい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	訪問看護ステーションから(30分未満)	1回	449円
	病院または診療所から(30分未満)	1回	380円

III) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設等で食事などの日常生活行為向上のための支援やリハビリテーションを受けられるほか、利用者の目標に合わせた選択的なサービスが利用できます。

例えば…

- ◇施設に通ってリハビリを受けたい。
- ◇自分でできることを増やしたい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	要支援1	1ヵ月	1,721円
	要支援2	1ヵ月	3,634円

※選択的サービスごとに加算があります。

※食費、日常生活費など別途負担があります。

Ⅳ) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等、福祉系施設に短期間入所して、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが利用できます。

例えば…

- ◇しばらく家族の介護の手を休めたい。
- ◇諸事情により家庭で生活ができない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	介護老人福祉施設〔併設型・多床室〕の場合		
	要支援 1	1 日	438 円
	要支援 2	1 日	545 円

※ただし、宿泊費、食費、日常生活費などは自己負担になります。

2. 介護サービス（要介護 1～5 と認定された方）

Ⅰ) 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

例えば…

- ◇入浴やトイレに行くのに手を貸してほしい。
- ◇洗濯や掃除などが十分にできない。



自己負担の目安 (1割負担の場合)	身体介護中心（30分以上 1時間未満）	1 回	395 円
	生活援助中心（45分以上）	1 回	224 円

※早朝、夜間、深夜などの加算があります。

Ⅱ) 訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

例えば…

- ◇床ずれの手当てをしてほしい。
- ◇経管栄養や点滴の管理をしてほしい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	訪問看護ステーションから（30分未満）	1 回	469 円
	病院または診療所から（30分未満）	1 回	397 円

Ⅲ) 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のためサービスを日帰りで利用できます。

例えば…

- ◇外出をして人との交流をもちたい。
- ◇家族の介護の手をやすめたい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	要介護 1	1 回	648 円
	要介護 2	1 回	765 円
	要介護 3	1 回	887 円
	要介護 4	1 回	1,008 円
	要介護 5	1 回	1,130 円



※食費、日常生活費など別途負担があります。

Ⅳ) 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設等で食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで利用できます。

例えば…

- ◇施設に通ってリハビリを受けたい。
- ◇家族の介護の手を休めたい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	要介護 1	1 回	716 円
	要介護 2	1 回	853 円
	要介護 3	1 回	993 円
	要介護 4	1 回	1,157 円
	要介護 5	1 回	1,317 円

※食費、日常生活費など別途負担があります。



V) 短期入所生活介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが利用できます。

例えば…

- ◇しばらく家族の介護の手を休めたい。
- ◇諸事情により家庭で生活介護ができない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	介護老人福祉施設〔併設型・多床室〕の場合		
	要介護 1	1 回	586 円
	要介護 2	1 回	654 円
	要介護 3	1 回	724 円
	要介護 4	1 回	792 円
	要介護 5	1 回	859 円

※ただし、宿泊費、食費、日常生活費などは自己負担になります。



VI) 訪問入浴介護

介護専用浴槽を自宅に運び入浴サービスを利用できます。

例えば…

- ◇自宅にお風呂がない。
- ◇感染症により他の施設の浴室が利用できない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	1 回	1,256 円
----------------------	-----	---------

3. 福祉用具貸与・購入、住宅改修 (要支援、要介護と認定された方)

I) 福祉用具貸与

1. 車いす 2. 介護ベッド 3. 床ずれ防止用具 4. 体位変換器
5. 手すり 6. スロープ 7. 歩行器 8. 歩行補助つえ
9. 認知症老人徘徊感知機器 10. 移動用リフト
11. 自動排せつ処理装置 他

※要支援 1・2 の方、要介護 1 の方は利用できる品目が限られています。

※利用する場合、月々の利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の 1 割または 2 割が自己負担になります。(ただし、一定以上の所得がある方は 3 割負担)

II) 福祉用具購入

1. 腰掛便座 2. 入浴補助用具 3. 特殊尿器 4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分

※指定を受けていない業者から購入した場合は、支給の対象となりません。

※利用限度額は 10 万円で利用した額の 1 割または 2 割が自己負担になります。

(ただし、一定以上の所得がある方は 3 割負担)

※利用する場合は、担当ケアマネージャーは地域包括支援センターにご相談ください。

III) 住宅改修

生活環境を整えるための小規模の住宅改修に対して、要介護度に関係なく上限 20 万円まで住宅改修費が支給されます。

自己負担は 1 割または 2 割になります。(ただし、一定以上の所得がある方は 3 割負担)

※工事の前に市町村窓口での相談・事前協議が必要です。

対象となる工事

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. その他、これらの各工事に付帯して必要な工事

4. 介護予防・日常生活支援総合事業

65 歳以上のすべての人が利用できる介護予防のための事業で、一人ひとりの状態に合わせたサービスを利用することができます。

これまで、介護保険で要支援 1・2 と認定されていた人に提供していた介護予防サービスの一部（ホームヘルプやデイサービス）を介護保険の認定を受けていなくても「基本チェックリスト」で生活機能の低下が確認された場合、利用できるサービスがあります。そのほかに、短期集中で運動機能のアップをめざす運動教室などを利用することができます。

I) ホームヘルプサービス（介護予防訪問介護相当サービス）

ヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴の介助、調理や洗濯、部屋の掃除などを行い、自立した在宅生活を支援します。

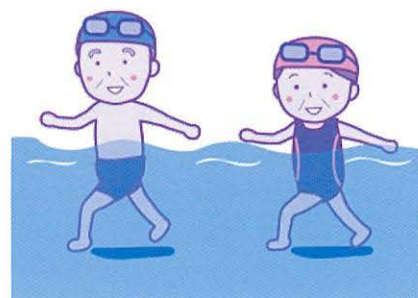
自己負担の目安 (1割負担の場合)	週 1 回程度 (月 4 超の場合)	1 回あたり 267 円 1 月あたり 1,172 円
	週 2 回程度 (月 4 超の場合)	1 回あたり 271 円 1 月あたり 2,342 円

II) デイサービス（介護予防通所介護相当サービス）

デイサービスに通って人との交流を楽しみながら、食事や入浴などの支援を受けます。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	週 1 回程度 (月 4 超の場合)	1 回あたり 380 円 1 月あたり 1,655 円
	週 2 回程度 (月 4 超の場合)	1 回あたり 391 円 1 月あたり 3,393 円

ホームヘルプやデイサービスの他に、プールの中での運動や筋力トレーニングなどがあるので、一人ひとりの身体の状態や生活にあったサービスを利用することができます。



6-2 障害福祉サービス

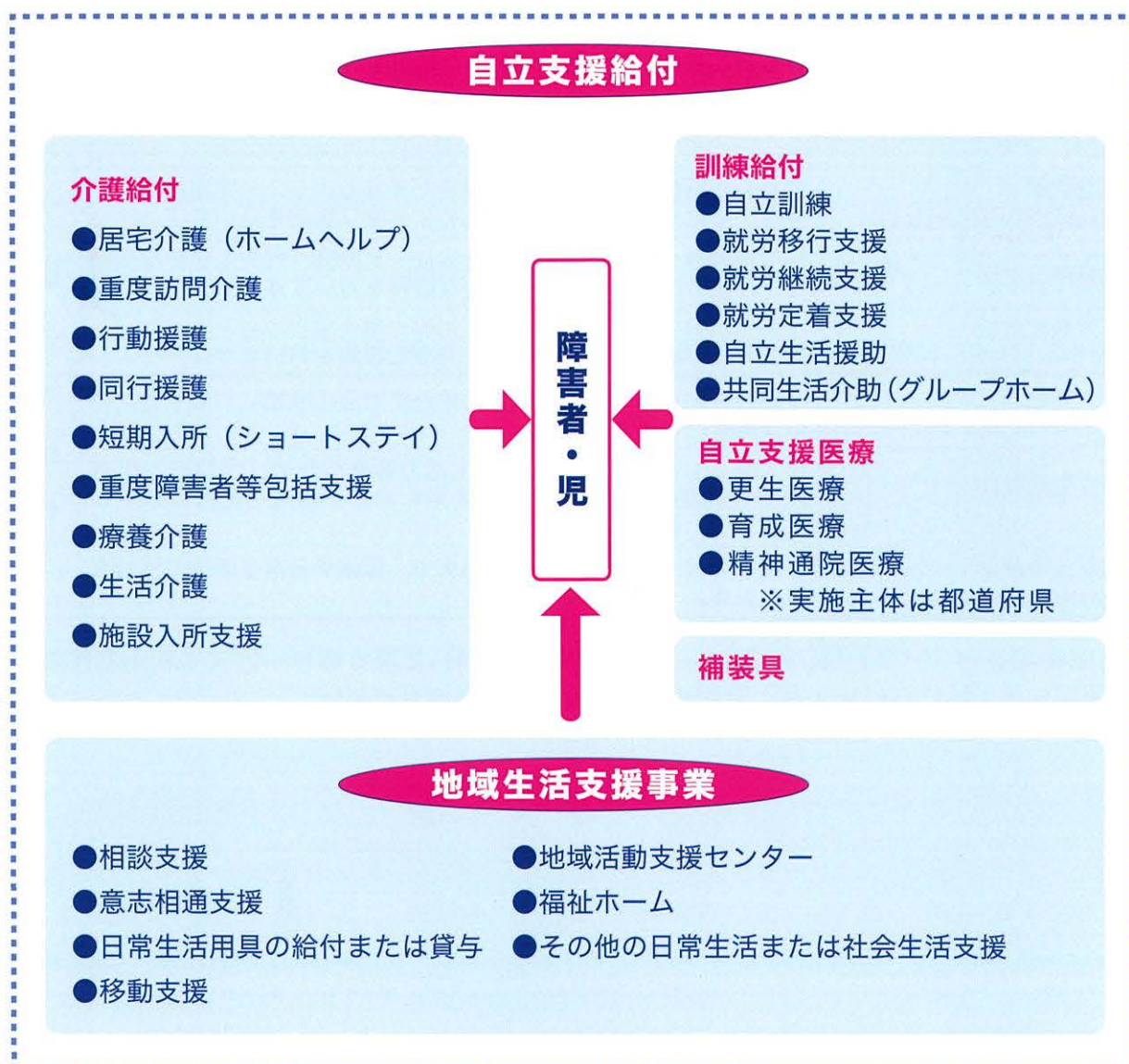
問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の現実をめざします。

①福祉サービスの概要

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づき、障がい者（身体・知的・精神）や難病患者の方を対象に行われる支援です。居宅でも介護などの支援をする「介護給付」と、自立生活や就労をめざす方を支援する「訓練給付」に分けられます。また、地域の特性に応じで行う「地域生活支援事業」も、障がいをもつ方に対して行われる支援です。

障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。なお、障がいのある児童に対しては、児童福祉法に基づいて行われるサービスがあります。



②福祉サービスの種類

(1) 障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

サービス名	内 容	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護 給付
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に 行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避 するために必要な支援、外出支援を行います。	
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して 移動の支援を行います。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設 で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人、居宅介護等複数のサービスを包括 的に行います。	
療養介護	医療の必要な障がい者で常時介護を必要とする人に昼間、入浴、 排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的な活動または生産 活動の機会を提供します。	
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行 うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	訓練 等 給付
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体 機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識 および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 （A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、 知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するため の支援を行います。	
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等補うため、定期的な居宅 訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な 支援を行います。	
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を 行います。	

「障害福祉サービス」は、ヘルパーなどが自宅を訪問し支援するサービスや利用者が施設に通ったり入所したりするサービスなどさまざまなものがあります。

(2) 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適正に応じた日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

町は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じ、効率的・効果的な取り組みを行います。

事業名	内 容
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
意志疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意志疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での行動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいがある人が通い、創作的活動また生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：日中一時支援事業 等

(3) 児童のサービス

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスには、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」があります。

●子どもの発達や自立を支援するために

事業名	内 容	給付の種類
児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	障害児 通所支援
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。	
医療型 児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。	
放課後等 デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。	
保育所等 訪問施設	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。	

③ サービス利用のながれ

● サービス利用までのながれ

申請からサービスを利用するまでのながれをご説明します。みなさんに必要なサービスを提供できるよう、町や事業所がお手伝いします。

1

相談

町役場または相談支援事業者に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は町役場に申請します。

2

申請

申請用紙に必要事項を記入して町に申請します。申請の時に必要なその他の書類についてはお問い合わせください。

3

調査（アセスメント）

申請すると、区分認定調査員が障がいの状況についての調査を行います。公平を期するために、全国統一の調査項目が定められ、コンピュータで判断されます。

4

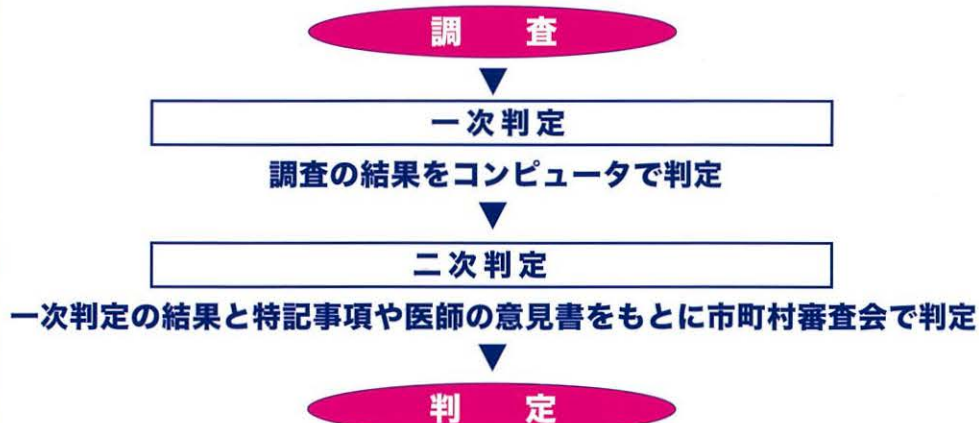
審査・認定

審査の結果をもとに、市町村の審査会で審査・認定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

障害支援区分とは

障がい者の心身の状態等により区分1から区分6までに分けられます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより、利用できるサービスの内容や量が決まります。

調査から認定までのながれ（介護給付）



● 訓練等給付を希望する場合は、本人の意向や状況を調査して暫定的に支援量などが決まります。

5

サービス等利用計画案の作成、支給決定



サービスの支給決定前に、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し、利用者はそれを町に提出します。

町が支給を決定すると、指定特定相談支援事業者はサービス担当者会議を開き、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

サービスの支給量などが決まると、決定内容が支給決定通知書により通知されます。

また、サービスの利用に関する情報が掲載された受給者証が発行されます。

6

事業者と契約



支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。

7

サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用します。



④利用者負担

①月ごとの利用者負担には上限があります。

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

■障がい者の利用者負担

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）グループホーム利用者を除きます。	9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

■障がい児の利用者負担

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600 円
		入所施設利用の場合 9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18, 19 歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する 18, 19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳

②医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

医療型個別減免

医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と、医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

③世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

●障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

- 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます。（償還払いの方法によります。）

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

④食費等実費負担についても、減免措置が講じられます。

⑤生活保護への移行防止策が講じられます。

- こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食事等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食事等実費負担額を引き下げます。

⑤自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する制度です。精神通院医療、更生医療、育成医療の3つに分けられます。

1. 対象者

精神通院医療 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方。

更生医療 身体障害者手帳の交付を受け、その障がい除去・軽減する手術などの治療により効果が期待できる方。（18歳以上）

育成医療 身体に障がいをもつ児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により効果が期待できる方。（18歳未満）

2. 給付水準

自己負担については、原則として医療費の一割負担となります。

ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。また、入院時の食事療養費または生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担となります。

■所得による上限

区 分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で障がい者の年収が 800,000 円以下	2,500 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で低所得 1 以外	5,000 円
中間的な所得	市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が 235,000 円未満	医療保険の自己負担限度額と同様
一定所得以上	市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が 235,000 円以上	自立支援医療費支給の対象外